

資料4

令和8年度能力開発研修実施業務に関する企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度能力開発研修実施業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、岩手県能力開発研修企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査基準

(1) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、下表のとおりとし、審査員1人当たり100点満点として審査する。

	審査項目	倍数	配点
研修企画内容	① 研修企画の方針・方向性は、研修目的に合致し、県職員の研修として適切なものであるか。	3	85
	② 研修内容は、研修の目標を達成するのに適切かつ効果的なものであるか。	4	
	③ 研修技法等は、受講者の興味を引き出し、研修効果を高めるような工夫がなされているか。	4	
	④ 講師の実績は、十分なものであるか。	3	
	⑤ 研修を適正かつ確実に履行することが可能な運営体制となっているか。	3	
費用積算の妥当性	⑥ 研修費用は、委託する業務内容に基づき、適切に積算されているか。	1	5
研修実績	⑦ 過去3年間の研修実績は、研修業務を委託するのに十分なものであるか。	2	10

(2) 得点の計算方法

各審査項目について、5点満点で評価し（=評点）、その点数に本業務における重要度に応じて設定する倍数を掛け合わせることにより、当該審査項目における得点を計算する。

評点	評価
5点	非常に優れた提案である
4点	優れた提案である
3点	妥当である
2点	やや不十分である
1点	不十分である

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等による書類審査とする。
- (2) 審査委員は、企画提案書等について上記2の審査基準に基づき評価・評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、上位3者まで順位点（1位-5点、2位-3点、3位-1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位を付す。それを基に委員会で審査のうえ、委託候補者及び次点者を決定し、その旨を県に報告する。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告する。